

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置の構造変更等）に係る事業者ヒアリング【4】」

2. 日時： 令和4年12月5日 13時35分～14時15分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高橋管理官補佐、深堀上席安全審査官、菊地審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他担当者5名

東海第二発電所 マネージャー※ 他担当者4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、日本原子力発電から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配付資料2）を踏まえ、対面を含め実施した。

6. その他

提出資料：

・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（改2）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	日本原子力発電株式会社東海第 2 発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを開始します。
0:00:11	本日の内容は前回ヒアリングまでの事実確認に対する回答が中心ということで、
0:00:18	説明の方を日本原子力発電からお願いします。
0:00:24	はい。
0:00:25	日本原子力発電所の小林です。
0:00:28	お手元に、補足説明資料の階に、
0:00:31	がございます、思います。この変更箇所を中心に説明をさせていただきます。お願いします。
0:00:41	はい、日本原子力発電東海第 2 発電所保守室の根本です。
0:00:46	それでは前回いただいたヒアリングに対するコメント回答ということで始めさせていただきます。
0:00:53	今回ご準備しておりますのは補足 1、適用条文能勢というところと、あと補足 1 のところで、基準適合性のところで 55 条関連のやつを準備しております。
0:01:09	あと補足 7 と補足 8 ということで、今回準備させていただきます。さ、それでは補足 1 の方から説明させていただきます。
0:01:20	まず開いていただきます右下 4 ページでございます。
0:01:26	既こちら 55 条の記載のところです。こちら、もともとですね緊急時対策所の非常用送風機及びフィルタ装置の方もですね、
0:01:38	必要な強度が確保されているということを記載させていただいたんですが、今回こちらの方を見直しさせていただいて、記載を集排管のみの強度が確保されているという旨、記載を修正させていただいております。
0:01:53	実際、その理由でございますが、右下 9 ページ目を開いていただきますと、
0:02:02	今回、黄色ハッチングをかけていただいさせていただいたところを追記しております。
0:02:08	※1 のところです。送風系及びフィルター装置に関しては、
0:02:15	容器間ポンプまたは弁に属さないということで重大事故等クラス 2 機器に該当しないということで、今回記載も含めてですね、削除させていただいてるというものでございます。
0:02:30	あと、注記 2 ということで重大事故等クラス 2 機器、支持構造物に関して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	記載させていただいております。こちらの方を支持構造物に関してはレストレイント構造ということですね、レストレイント構造は重大事故。
0:02:49	イトウクラスに支持構造物に該当するということなんです、
0:02:54	レストレイント自体はですね主配管に溶接により取付けられる構造ではないため、技術基準規則 55 条を第 1 項第 5 号のただし書きの方で規定する。
0:03:06	重大事故等クラス 2CG 構造物の構造及び強度に対する要求を受けないことから、
0:03:13	主配管を支持するレストレイントの強度計算は、添付していないという旨明確化させていただいております。
0:03:22	あと実際の代表的な支持構造物の代表例ということですね、この第 55 条で確認したエビデンスとして
0:03:32	5-28331 というものを
0:03:38	民主た、15 ページ目からですね。
0:03:44	18 ページまで追記させて追加させていただいております。
0:03:51	さらにちょっと、
0:03:53	戻ってしまうんですが、右下 12 ページ目のところで 5-316 の概要というものも、今回 1 をつけさせていただいております。
0:04:05	こちら付けて今回追記した理由ですが、重大事故等クラス 2 機器である容器管ポンプ及び弁並びにというところで、こちら辺、あと溶接により取付けられというところ。
0:04:18	そういうところに限定しますよというところが読めるようにですね、5 の 316 の 1 ポツの概要を今回追加させていただいたというものでございます。
0:04:30	続きまして
0:04:35	右下 107 ページでございます。
0:04:38	こちら加速度のところ、評価用加速度を、どのようなものを使用しているのかというところ。
0:04:45	説明していただきたいと、説明することということをご意見いただいておりますので、今回新たに 2 ページとして対
0:04:55	がさせていただいております。
0:04:58	こちらの方を読ませていただきますが、
0:05:02	もともと大牧工事計画では審査権、
0:05:06	期間とかを踏まえてですね。
0:05:09	土木土木構造物の設計進捗とかに基づいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	解析モデルの変更となった場合の機器の耐震評価のやり直してというものを避けるためにですね。
0:05:22	設計用床応答曲線に対し深度方向に余裕を確保した誘導、床応答曲線を作成しております。
0:05:31	当時はですね床応答曲線っていうのはですね、5-217 の設計余裕床応答曲線の作成方針にのっとり
0:05:42	作成しております、それが右下のところの方に記載がございますが、それでいずれか作成したものをを用いるということでもともと記載がございます。
0:05:57	当時、緊急時対策所に関わる既工認においては、設計用最大加速度のですね、及び地盤物性のばらつきを考慮した、
0:06:08	最大加速度を包絡した最大加速度を、
0:06:12	さらに保守側に包絡できる余裕を確保した最大発足等を用いているということで、右下の 2 のところの加速度を用いているということです。
0:06:23	一方で今回工認っていうのはですね、当時の土木、
0:06:27	奥川の設計っていうのはもうすでに終わってるということもありますんで、そこまで当時、使用した保守側に包絡できる。
0:06:39	名に余裕を持ったものを、マース使用しなくても良いだろうということで、設計用最大加速度後及び地盤物性のばらつきを考慮した最大加速度を、
0:06:51	包絡した最大加速度を用いているということで、(3)の運営加速度を用いております。
0:06:59	実際の加速度は右下にございます表 4 ポツ 3-5-(2)-1 の 2 分の 1 のですね、
0:07:10	出展番号 3 番のエレベーション 37.00 のところ、包絡値という赤枠で記載している、数値を用いさせていただいてるというものでございます。
0:07:22	あと、ヒアリングの際にご意見いただいております、
0:07:30	圧損の増加でございますが、その増加に関しましては今回
0:07:37	エルボーの増加によってですね大体圧損が 3 から 5%程度を増加するところになりました、
0:07:47	今回、それに伴い、軸動力の方にも影響してきております。
0:07:54	それに伴ってですね、メーカー、請負会社によってですね、それぞれマージンのとり方が変わってくるということもございますがそういうところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:05	最終的にフィル送風機の構造を見直す当時の請負会社さんですとちょっと配置成立性上何があるというような形で、
0:08:17	大きくなってしまいうということもありまして再度、
0:08:23	詳細設計をやり直しですね、何とか今回配置成立性のある構造に見直して、
0:08:32	変更認可を出させていただいているというものになります。
0:08:36	緊対関連でいただいたヒアリング対する、
0:08:43	回答米、
0:08:44	に対して追記した箇所のご説明は以上になります。
0:08:51	元のコバヤシですちょっと続けさせて、補足の 8 の変更箇所も併せてご説明をさせていただきます。
0:08:58	あと発電所から説明よろしくお願ひします。
0:09:07	はい。
0:09:08	終わります。
0:09:10	東海第 2 発電所補修室、
0:09:14	ナカムラでございます。補足の 8 のご説明をさせていただきます。
0:09:24	このステージですね、
0:09:26	177 ページ。
0:09:29	が、補足の 8 になります。
0:09:41	前回コメントいただきました。
0:09:46	ポイントですけれども、
0:09:54	蓄電池のですね、あと、
0:09:59	制御盤の、9 電側の番です、そちらの接続の容易性ですね、そちらについて、
0:10:09	細かいところを説明してくださいというコメントでした。今回ですね、まず、5 ページ目、あ、すいません、通しページ 181 ページ。
0:10:20	へえ。
0:10:21	参照いただきたいと思いますが、そちらの方ですね、まず、蓄電池の反映した箇所ですけれども、蓄電池の保管場所、
0:10:33	それから、
0:10:35	接続先の制御盤の場所をですね、記載あったんですけども、その経路を赤線で追加させていただいております。
0:10:46	運搬程度ですね、こちらが約 40 メーター。
0:10:50	こちらですね保管場所である場所の固縛を外して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	筑前町を、移動ローラーがついてるんですけども、移動ローラーを膜ろ過しながら、フェーズ 1 が運搬していきます。
0:11:06	制御盤の裏面にですね、蓄電池を持って行って、
0:11:11	制御盤の裏側の扉ですね。
0:11:16	こちらが接続の詳細になるんですけども、
0:11:23	シートで言うと 182 ページですね。
0:11:26	次のページになるんですけども、こちら、蓄電池の制御盤の裏面に持っていた状態を示しております。
0:11:38	責任場所ですけども、
0:11:40	蓄電池側の映像の監視ですね、fアップした部分が、
0:11:50	電池の出力、
0:11:54	ヨシダになります。こちらにまず、市内に専用のケーブルを、
0:12:01	汎用のホーム、プラスドライバーでございますが、そちらで足代 2 ミリを閉めて接続いたします。
0:12:11	続いて、今度制御盤がですね、こちらのファンの裏面扉を開けてですね、
0:12:19	中によるパンチ第 2 の当該の箇所に、
0:12:25	同様に、ハタ時代に、汎用工具プラスファイバーで、信用ケーブルを接続します。
0:12:36	絵に書いた通りで、汎用の交付を用いて、容易に接続できる構造であると、いうことになります。
0:12:46	言って、
0:12:48	接続の容易性についての説明は以上になります。
0:12:57	はい。
0:12:58	原電の小針です。
0:13:00	資料を反映した箇所の説明は以上になります。
0:13:05	どうぞよろしくお願いいたします。
0:13:10	規制庁の高橋です。
0:13:12	幾つか確認がありますので、お願いします。
0:13:19	今の
0:13:22	補足資料改訂 2 番の
0:13:25	9 ページ目ですが、
0:13:30	まず今回※2 で注記を入れていただきましたが、
0:13:37	この※2 の 3 行目の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:41	技術基準諸規則第 55 条第 1 項第 5 号のただし書きの方で規定するとありますが、
0:13:50	このただし書きという記載は不要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。
0:14:01	ええ。
0:14:02	東海第 2 発電所補修室のネモトでございます。こちらのただし書きですが、技術基準規則の要求ですと正しい。
0:14:15	以下の
0:14:18	というような記載が、座
0:14:22	要求の、
0:14:24	第 5 号までなので、不要ではないかという、
0:14:35	そっか。
0:14:36	ちょっと記載は削除することにさせていただきます。
0:14:47	規制庁の高橋です。わかりました。続きまして、
0:14:51	同じページの確認結果の真ん中農談なんです、
0:14:57	設計建設規格または、
0:15:01	告示 501 号という、に規定されている材料を使用する設計とするという。
0:15:08	記載がありますけれども、
0:15:11	今回
0:15:12	ダクト乃音を特に矩形ダクトは、機械工学便覧を適用しているということ
0:15:20	これそれが読めませんので、
0:15:23	午後等とか、そういった形で補足していただけないでしょうか。
0:15:31	日本原子力発電東海第 2 発電所保修室の根本です。補足等を記載して補足の追記する点、承知しました。
0:15:52	続きまして、規制庁の高橋です。
0:15:57	資料の 106 ページの
0:16:05	動的機能維持評価の表で今回工認に用いた評価用加速度の値の出典はわかりましたが、
0:16:14	既工認のをどう、加速度の記載、について、
0:16:21	これは綿Cの方で資料確認したところ、何か数値が違っているように思えるんですがこれ、
0:16:29	他んどナータイが正しいのかっていうところでちょっと疑問を持っております。説明いただけますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	東海第2発電所保守室の根本です。
0:16:44	実際こちら既工認の方で用いられてるところですが、
0:16:50	用いられてる該当箇所が、
0:16:57	表4-3-5の2-2の
0:17:04	基準地震動Ss設備評価用最大加速度を緊急時対策所た提案2分の1のところの記載をお持ちさせていただいております。
0:17:16	そちらの方ですと評価用加速度を、のところですが、
0:17:21	1.35という記載になってございます。
0:17:28	それに対してこちら評価用加速度の方、1.36、既工認で出させていただいているというところで、
0:17:37	次、実態としては、1.35のところになるというものでございます。
0:17:49	規制庁の高橋です。垂直、今の話は水平の話で垂直の方は、
0:17:55	1.0でなく1.17になって、なっておりますけれども、
0:18:01	ただ、どちらが正しいのか、正しくなければ修正するのか、その辺教えてください。失礼しました。先ほど推し東海第2発電所保守室の根本です。
0:18:13	先ほどの話は水平の話になりまして、鉛直の方でございますが、こちら当時はこの1.0と記載している以上の数値、先ほどの1点。
0:18:28	1.7という数字でございましたが、その後大瀬、
0:18:35	地震等の検討が進んでましてその当時は、0.67という、鉛直の数字も出てきていたんですが、
0:18:47	この既工認の中ではですね、当時、
0:18:53	評価用加速度、機能維持確認済み加速度として確認されている数値として、
0:18:59	1.0というのが相田でございましたので、当時はこの1.0という数値を鉛直としては使わせていただいているという経緯がございます。
0:19:15	生徒のタカハシです。
0:19:18	経緯は、今わかりましたが既工認の適用しました、認可のものは、平成30年10月18日付けのものではないんですか。
0:19:33	東海来年発電所保守室の根本です。
0:19:38	基本的には平成30年、基本的にはという。
0:19:42	ええことはなくてですね、平成30年10月18日付けの
0:19:48	認可された設計及び工事の計画から変更はないというものでございます。
0:19:57	規制庁の高橋です。では平成30年10月、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:02	18日の水平が1.35、鉛直が1.17、
0:20:07	という記載になってるんですが、
0:20:09	先ほどの経緯では、説明した1.36と1.0というのは、出典はどちらから持ってきたんでしょうか。
0:20:23	東海第2発電所を補修室のネモトでございます。
0:20:28	主
0:20:30	に、
0:20:47	鉛直の1.0に関しましては弱の4601というもののすでに確認されている。昨日
0:20:58	確認済み加速度の方をもって持ってきているというものでございます。
0:21:03	既工認の評価用加速度の水平の1.36、
0:21:10	に関しましては、
0:21:12	ちょっと記載が
0:21:18	正しくなかったのかなというところでございます。
0:21:36	現在のムロイでございます少し事実確認を整理して申し上げますと、
0:21:41	まず鉛直の方を申し上げますとですね、出典はですね、
0:21:46	この文章の二つ目の矢じりに書いてあります、5-2-1-7の設計余裕家応答曲線の作成方針。
0:21:54	この中にですね、下に
0:21:57	実際張りつけてますけども、ここにあります4-3-5の、
0:22:02	この2-2という資料がございまして、これは2-1を気をつけておりますが2-2の方が、
0:22:08	既工認の時のテーブルになっております。その中には、の鉛直方向は、1.17と書いてあるんですけども、これは成功人全体ですね、
0:22:20	床応答曲線の作成方針を取りまとめたものでこれは一つ書類として存在してる生のものなんですけれども、当該緊急時対策所ですね、
0:22:30	機能維持加速度の評価の残面におきましては、
0:22:33	こういった大きな崩落したものではなくですね、実際の数値がわかってきておりましたそれが、0.57だったかな、0.57みたいな数字が出てきておりますので、
0:22:45	1.17まで使う必要はないだろうと。従ってですね、ここではですね、
0:22:52	最終的には弱の方に確認されております1.0という上限値をもってですね、記載したらどうだということをですね、どうも当時の大洲瀬、
0:23:02	公認の段階で調整されたようだということまで把握してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:07	また水平の方のですね、1.35 と 1.36 につきましては、この 2-2 の書類の方におきましてはですね、確かに 1.35 と書いてあります。
0:23:19	それがなぜ実際の計算書におきまして 10036 になってるのかというところなんです、ちょっと今回いろいろ調べてみたんですけども、当発電所の中で確認した結果で申し上げますと、
0:23:32	これをあえて 1.36 にする理由はちょっと見当たらないなということからですね、どうも当時は、1.35 とすするところを、1.36 として計算書を出させていただいているようだ。
0:23:45	で、そういったことからですね、水平が 1.36、鉛直が 1.0 ということで、最終的に処分いただいていると、こういった事実関係を確認したということでございます。
0:24:00	規制庁の高橋です。今の事実関係の説明、
0:24:07	認識いたしました。では次、行きたいと思えます。
0:24:18	引き続きまして規制庁の高橋です。108 ページのですね、
0:24:24	ところを、ここちょっと 108 ページにかかわらないですね、108 ページではないんですが、
0:24:32	先ほどご説明していただいた
0:24:36	圧損増加のエルボーが増加してそれが 3 から 5%の危機より寄与していると。
0:24:47	他に配管長とか何か、様々な要因がいくつかあって、その中で主要因がエルボの増加であるというようなお話ありましたが、
0:24:57	この辺ですね、やはり補足説明として、文字に起こしていただきまして、一連の
0:25:05	圧損増が原動機出力の塾動力の増に至る話をですね、
0:25:18	論理的に
0:25:19	順序立てて説明していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:25:29	東海第 2 発電所保修室の根本です。記載のほうを追記させていただきます。
0:25:46	はい。
0:25:50	ちなみに追記のほうですが、損に関わる増加してるっていうところの記載の点ですが、
0:26:01	現状ですと 102 ページ、右下 102 ページの最初のところで、圧損が増加というような記載をさせていただいております。
0:26:12	そのところに注起因もう一つ、またもう一つといいますか今回つ追記させていただきます。その下に記載を追加する方向。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:28	修正させていただければと思いますが、いかがでしょうか。
0:26:38	そう、そうですね、ちょっとそこら辺の記載も含めて、
0:26:45	既設のタカハシです。記載場所は、該当箇所構いませんが、
0:26:52	先ほど申しましたように、圧損増加が結果的に、
0:26:58	原動機出力に、の増というところに至るまでの、
0:27:05	そういう定量値を含めた説明を追加してください。
0:27:16	東海第2発電所保守室の根本です。
0:27:19	記載のほうを追記する方向で対応させていただきます。
0:27:30	規制庁のタカハシです。
0:27:32	続きまして、
0:27:34	款9人のみですが、181ページで、
0:27:42	最後のページ、
0:27:45	になります。181182人、
0:27:50	おきまして蓄電池の運搬と接続について説明いただきました。
0:27:58	当然かもしれませんがこれ一、この一連の動作は、訓練で実効性を確認する予定はありますか。
0:28:11	はい。東海第2発電所保守室の仲村です。
0:28:17	ご質問いただきました訓練ですが、9、訓練でそのように、
0:28:24	訓練を実施する予定で計画をしております。以上になります。
0:28:32	規制庁の高橋です。わかりました。
0:29:12	規制庁のフカホリです。先ほど、
0:29:18	高橋審査官の方から、その増加がどう影響するかっていうお話があつて、
0:29:24	それで最終的に今出てきた
0:29:29	出力のところが●●(非開示情報)。
0:29:33	ですよね。
0:29:34	それで従来の設計のときがもう15、
0:29:38	なので、
0:29:39	つまり従来の設計だって十分じゃんという、
0:29:43	理解しかできないんですね。
0:29:46	それで、
0:29:47	麻生も含めると、●●(非開示情報)なんだけどそれに例えばその余裕を見て、15ぎりぎりだから、これよりはもう少し大きくないと駄目だと。
0:30:00	そういうちゃんとした、何て言いましようかね、陸通があれば、
0:30:05	そんなに配管長が何メートル延びたとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:09	そんなところまではいらなくて、今先ほど説明していただいた通り、圧損がエルボ一部分。
0:30:18	逆に言うとエルボーがなあ
0:30:20	10ヶ所あったのが20ぐらいに増えたとかですね、もうざっくり言いそうやってみると、圧損が3から5%増えて、それで熱動力を計算すると●●(非開示情報)になるんだけど、それにの余裕分を考えると、
0:30:34	やっぱり15っていうんじゃ悠悠が少なすぎるので、
0:30:38	もう一つ上の安全余裕をとって大きくしたとかですね、そのあたり皆さん方の設計の考え方なので、そこをうまく表記していただければと思います。私から以上です。
0:31:02	東海第2発電所保修室の根本です。その点分かるように補足の方、追記させていただければと思います。
0:31:15	規制庁の高橋です。
0:31:18	最後に1点だけ、
0:31:21	配管ダクトの固定方法についてエース説明をお願いします。
0:31:28	ダクトの指示、
0:31:33	東海第2発電所補修室のネモトです。ダクトの支持構造物の支持方法ですが、
0:31:42	今回ご準備しました右下16ページの構造物になります。レストレイント構造で、軸方向だったり、
0:31:54	3方向ってありますが、こちら回転方向を支持しないというような形ですね、このような構造物になっております。
0:32:04	こちら溶接ではなくてですね、次民主た18ページ目で、
0:32:11	見ていただきますと、こちら3方向のCGのやつ
0:32:16	固定方法になりますが、リベットで固定しております、
0:32:22	こちら3方向ということでXYZってということで、指示はするんですが、回転方向の方はですね逆にリベットですので、
0:32:33	ちょっとそこまで回転方向までは
0:32:37	どう固定されるというようなことを考慮せずですね。
0:32:41	次、設計をしているというようなものになりますということでこちらの通りのレストレイント構造というもので固定すると。
0:32:53	指示するというような形になります。
0:32:58	以上です。
0:33:03	規制庁の高橋です。
0:33:06	18ページにある今ほどの説明の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:13	リベット自明につきましてはハゼ折ダクトの場合とありまして、
0:33:18	ちょっと確認ですが、リベット地面なるものは、ダクトとこのダクト補強材を、貫いて閉めるものですか。
0:33:39	東海第2発電所を補修室のネモトでございます。基本的にはイエスというような回答になります。
0:33:51	規制庁高橋です。このリベットで、要は挟むことで、固定するという理解でよろしいですか。
0:34:01	東海第2発電所補修室の根本です。その通りの理解で問題ございません。
0:34:08	規制庁の高橋です。その上溶接ダクトの場合とあって、これはどのように締めるんでしょうか。
0:34:22	溶接ダクトの場合は、
0:34:32	読めるというか、
0:34:37	少し室委員の方から補足させていただきますと、ご覧になっていたきたいのは、
0:34:44	通しページ18ページ目の上の図ですね7-2の図を見ていただきたいんですけども、
0:34:52	ここですね
0:34:55	落と補強材っていうのがあると思います。またですね、
0:35:00	横にコース引いてあるのはこれがダクトそのものになりますけれどもダクトという名称はございませんが、全くちょっとこの妥当教材、落と補強材があると思いますが、このところにですね、久右下の方に、
0:35:13	線が引かれておりまして、何か三角マークがついてるの側からいただけると思うんですけども、これはですね溶接のですね、ことですよっていう記号でございます。従いまして、
0:35:25	このダクト教材と、
0:35:27	このダクト本体をですね、溶接で固定してしまうというのがこの構造でございます。一方下の方の、
0:35:35	図を見ていただきますと、
0:35:37	そういったものではなくですね、リベットでですね、あの周辺を固定するというので、これが大きな違いになって参ります。そして技術基準上のものでですね要求事項は、
0:35:48	ダクトと支持構造物を溶接により、構造する場合しない場合って規定があるわけですが、上の場合はそれに該当していて、下の場合はそれ該当しないと、このようなことになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:02	阿藤。補足でございますけども、この支持構造物自体がどういう構造かというのがですね 18、16 ページ目と通しの 17 ページ目になりまして、
0:36:13	これはですね
0:36:15	ラック等ですね、天井スラブから支持構造物を伸ばしてですね、滝井かかえるような絵になってございますが、この支持構造物自体は全体が溶接構造になっていると、いうことですね。
0:36:29	ダクトそのものは先ほどのようにリベットであったり、溶接であったり、或いは固定しないですね、ただ単に抱きかかえている、三つのタイプに大別されると、このようなことかと思っております。
0:36:45	規制庁のタカハシです。
0:36:47	技術基準上の扱いで溶接、今回溶接する、支持構造物等ダクトを溶接するものがないという話の説明ありましたが、
0:36:59	A、すなわち、ハゼ折ダクトのリベット地面のみということよろしいですか。
0:37:08	東海第 2 発電所を補修室のネモトです。その理解で問題ございません。
0:37:16	規制庁高橋です。わかりました。
0:37:33	規制庁の高橋です。規制庁からの自立化に国は、以上になります。
0:37:40	日本原子力発電、
0:37:42	から、何かございますか全体を通して、
0:37:48	原電の小林です。こちらは特にございません。発電所何かございますか。
0:37:56	東海第 2 発電所ですね、どこでもございまして、
0:38:07	原電の室井でございます特にこちらございませんけれども、本日幾つか確認、確認事項としてコメントいただきましたので、そちらについてはですね、準備いたしまして、
0:38:18	また提出させていただいてですね、ご説明差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:38:27	規制庁の高橋です。ではよろしくお願いいたします。
0:38:32	では以上をもちまして、
0:38:34	東海第 2 発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。